

第18回新川流域総合治水対策協議会・委員会の結果報告について

11月27日に開催された新川流域総合治水対策協議会(名古屋市始め8市11町及び国・県)において、以下の項目を協議・確認し、今後とも、積極的に総合治水対策に取り組んでいくことで了解しましたので、お知らせします。

1. 新川流域整備計画の見直しについて

激特事業完了以降の課題を検討し、新川流域整備計画の見直しに向け、次の主要な方針を確認した。

- ・新川激特事業完了以降、引き続き五条川等の支川改修を行うこと。
- ・内水地区の強制排水施設の新・増設を行うこと。
- ・新川本川においても高潮対策事業等必要な対策を行うこと。
- ・流域整備計画に、下水道整備計画を位置づけること。
- ・他の内水排水管理者とも、連携して計画を策定すること。

新川への排水を計画する4箇所の排水機場について、見直しに向けての主要な方針に基づき、庄内川・新川の激特事業完了後の排水を前提に事業着手することを確認した。

平成15年6月11日に特定都市河川浸水被害対策法が公布された。同法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定については、流域整備計画の見直し過程での議論を踏まえ協議会として判断を行うことを確認した。

【参考】

本年5月13日の第17回の協議会・委員会で以下の事項が合意されている。

1. 愛知県では、東海豪雨という想定を上回る豪雨による浸水経験や水防法による浸水想定区域の指定(平成14年5月)などを踏まえ、新川激特事業完了後における五条川など流域内河川の、20年から30年間の具体的な整備に関する事項、すなわち「新川河川整備計画」の策定に本年度から着手する。
2. 「新川河川整備計画」の策定作業に伴い、現行の「新川流域整備計画」の見直しを、新川流域総合治水対策協議会が主体となり、本年度から着手する。
3. この策定作業は、協議会の中に、新たに分科会を設置し、検討を進める。

2. 流域委員会の開催と住民意見聴取について

愛知県では、河川法に基づき学識経験者等からの意見を聴取する組織として愛知県河川整備計画流域委員会を平成15年10月27日に設置した。本年度から、新川流域についても、愛知県河川整備計画流域委員会の議題とすることを確認した。

あわせて、流域内の各戸にアンケートを配布し、住民の意見を聴取することとした。